

令和7年度

浅草中学校 いじめ防止対策推進基本方針

「いじめ防止対策推進法」（平成25年6月28日公布、9月28日施行）施行に伴い、そして「いじめ総合対策【第2次】（平成29年2月策定）」を受けて、台東区立浅草中学校ではこの法律の趣旨を踏まえるとともに校内体制を整備し、「いじめ防止対策」を推進する。

はじめに

いじめ総合対策【第2次】

【いじめ防止等の対策を推進するための6つのポイント】

- ポイント1 軽微ないじめも見逃さない
 - ポイント2 教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む
 - ポイント3 相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す
 - ポイント4 子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにする
 - ポイント5 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る
 - ポイント6 社会全体の力を結集し、いじめに対峙する
- 平成29年4月から都内全公立学校において取り組み開始

1 「いじめ」の定義（文部科学省）

「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人間関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為」（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

2 「いじめ防止対策」の基本的な考え方

「いじめは絶対にゆるさない」「いじめの早期発見」この二点を柱とする。「いじめ」は重大な人権侵害であるという共通理解の基、どの学校でも、どの学年・学級、どの生徒にも起こりうるという認識に立ち、解決に向けて早急な対応と、有効な対策を進めていく。

※取組の徹底のために（教師の姿勢）

- 「いじめはどこにでも、誰にでも起こりうる」
 - 約8割の生徒が何らかの形でいじめに関わっている（教職員調査から）
 - いじめの取組は「国民的課題」
 - いじめは見えにくい構造をしている 「いじめは見ようとしなければ見えない」
 - いじめの傷は内面に、傷跡も内面に 「いじめられた生徒の立場になって」
 - いじめる生徒がいなければいじめは起きない
「被害者を守るだけでなく、加害者にさせないことに力を注ぐ」
 - 法が学校の義務として新たに求めていること
「各校のいじめ防止基本方針の策定と組織の設置」13.22.28条
 - いじめが起きたことだけによって学校や教師の指導力が問われるものではない
問われるのは
 - ①いじめに向き合う姿勢と実効性のある対応
 - ②いじめ問題を通じて
生徒に何を育もうとしたか
生徒たちの成長につなげる指導となったか
- (1) いじめの早期発見、迅速な対応の徹底（生徒をよく見る・話を聞く）
(2) 「人間の持つ弱さ・醜さ」を道徳の時間を中心に理解させ、「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識を持たせる指導の徹底。
(3) いじめられている生徒の立場に立った指導（気持ちを安定させ寄り添い、徹底して守

- ること)を重点とする。
- (4) 重大かつ重篤ないじめは、犯罪であるという認識を持たせる指導。
- (5) 四者構造(加害生徒・被害生徒・傍観者・大人)でいじめをとらえるとともに、各関係者が役割を果たし、一体となって取り組む姿勢を重点とする。

3 いじめ防止対策の整備

※対応に当たってのポイント

- 教員の指導力の向上と組織的対応(学校一丸となって取り組む)
 - ・教員のいじめ問題への敏感感覚と的確な指導力の向上
良かれと思っの言動もいじめとなるケースがあることを知る
 - ・学校全体による組織的対応をはかる
 - ・学校いじめ対策委員会を核とし、それぞれの教職員の役割と責任を明確にする
(色々な生徒に対して、色々な教職員が当たれるような配慮が必要)
(一人では考え込まない体制)
- 生徒からの声を確実に受け止め、生徒を守り通す
 - ・学級担任として生徒への積極的な働きかけ
 - ・学校いじめ相談メール
 - ・スクールカウンセラーによる面接(中1全員面接等々)
 - ・被害の生徒の状況をきめ細かく把握(指導記録・面接記録を残す)
(生徒が安心感をもつように・・・)
- いじめを見て見ぬふりをせず、声を上げられる学校作り
(周囲の生徒に働きかける)
 - ・生徒を守り通すことを宣言
 - ・守るための取組を、保護者や地域と連携して行う
 - ・守るための取組を、継続的かつ徹底して行う
 - ・「いじめを見て見ぬふりをしない」よう
道徳や特別活動での指導 生徒会による主体的な取組
(生徒の四層構造ーいじめられる子 いじめる子 まわりでちゃかす子 無関係な子)
(早期発見・早期対応が望まれる)(生徒会による「いじめ問題の劇や呼びかけ等々)
- 保護者、地域、関係機関との連携
 - ・保護者会を活用とした情報の共有
 - ・地域の人材との連携による生徒の見守り
 - ・いじめ対応状況に応じて、警察や医療機関、福祉機関等と連携した対応

具体的な取組み

未然防止→早期発見→事実確認→早期対応→重大事態への対処

(1) 未然防止

- 教員の指導力の向上と組織対応
 - ・学校いじめ委員会の設置
 - ・学校いじめ防止基本方針の策定
 - ・学級担任による問題を抱えた生徒への積極的な働きかけ
 - ・学校サポートチームの全校設置（外部機関－警察・児相・少年センター等々）
 - ・いじめに関する研修の実施
 - ・自殺防止啓発DVDを見せていじめ撲滅をはかる（2年生）
- いじめを防止し、いじめを見て見ぬふりをしないための取組
 - ・「いじめに関する授業」の実施
 - 「いじめ防止教育プログラム」参照－学習プログラム・教材・資料等々
 - ・弁護士等を活用した法教育の実施
 - ・言葉の暴力撲滅キャンペーン等生徒会等による主体的な活動
 - ・都教によるいじめ防止カードの配布

(2) 早期発見

- 生徒の日常生活からいじめの萌芽を素早く察知（いじめの「見える化①」）
 - ・定期的な「生活意識調査」の実施（本校は台東区「ふれあい月間」時に予定）
 - ・スクールカウンセラーによる全員面接（5月より実施）－SOSを出せる場を広める
 - ・定期的な個人面接の実施 ※本校スクールライフの点検
 - ・全教員による校内巡回等を通じた生徒の観察
 - ・関係機関との連携による学校非公式サイトの監視－ネットいじめへの対応
- 被害の生徒、周囲の生徒のいじめ情報の確実な受信（いじめの「見える化②」）
 - ・効果的な「いじめ調査」の実施、分析、活用（本校は台東区「ふれあい月間」時に予定）
 - ・学校いじめ相談メールの実施
 - ・言葉の暴力撲滅キャンペーン等生徒会等による主体的な取組への支援
- 学校いじめ対策委員会によるいじめの確実な発見
 - ・生徒の行動の記録
 - ・ファイリングの徹底
 - ・ファイリングされた情報や生活意識調査等により把握した情報の共有
 - ・「いじめ発見のチェックシート」の活用による確実な発見（スクールオフィスの現在の生徒の記録を生かす）
- 保護者、地域との連携
 - ・学校便りや保護者会の積極的な活用
 - ・保護者相談の実施
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの保護者への紹介

(3) 事実確認

- いじめに関わる相談を受けた場合の対応
 - ・学校いじめ防止対策校内委員会は事実確認の方策を協議
 - ・教職員の役割分担
 - ・相談を受けた生徒の人権に配慮しつつ、関係生徒や保護者への聞き取り
 - ・アンケートの実施等を通じて速やかに事実の確認
 - ・事実確認、指導経過は時系列にしたがって記録

(4) 早期対応

- 学校いじめ対策委員会を核とした対応
 - ・把握した情報に基づく対応方針の策定
 - ・学校いじめ対策委員会を核とした役割分担の明確化（色々な生徒・色々な教師の特性を生かし、学年等を超えた対応）

- 被害の生徒、加害の生徒、周囲の生徒への取組
 - ・被害の生徒の安全確保とスクールカウンセラー等を活用したケア
 - ・加害の生徒に対する組織的、継続的な観察、指導
 - ・いじめを伝えた生徒の安全確保
 - ・都教委の作成のいじめ防止カードの活用
 - 所管教育委員会、関係機関との連携
 - ・教育委員会への報告と教育委員会による支援
 - ・学校サポートチームを通じた警察、児童相談所等との連携、協力
 - 保護者地域との連携
 - ・いじめ対策保護者会の開催
 - ・PTAの活用
 - ・地域人材和を活用した登下校時の見守りなどの実施
- (5) 重大事態への対処 重大事態とは生命等の重大長期不登校
- 被害の生徒の保護、ケア
 - ・被害の生徒に対する複数の教員によるマンツーマンでの保護
 - ・スクールカウンセラーによる保護ケア
 - ・スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を通じた家庭状況の把握
 - ・適応指導教室への通級等の実施
 - 加害生徒への働きかけ
 - ・別室での学習の実施
 - ・懲戒や出席停止
 - ・警察への相談、通報
 - ・加害の生徒とその保護者に対するケア
 - 教育委員会、関係機関との連携
 - ・教育委員会への報告と連携
 - ・児童相談所等の福祉関係や医療機関との連携
 - ・都教委「いじめ等の問題解決支援チーム」の活用
 - 保護者、地域との連携
 - ・いじめ対策緊急保護者会の開催
 - ・PTAの活用
 - ・民生、児童委員等の連携
 - いじめ防止対策委員推進法に基づく対応
 - ・法第28条に基づく調査
 - ・法第30条に基づく再調査

(6) 「いじめ」の相談窓口

学級担任をはじめ相談しやすい教職員への連絡・相談。具体的な窓口を決め「いじめ」の早期発見に努める（副校長・養護教諭・スクールカウンセラー）

(7) 「いじめ防止対策委員会」の設置

「いじめ」の早期発見、早期対応、早期解決の取り組みを行うための組織として、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

「いじめ防止対策委員会」

委員 校長 副校長 主幹教諭（生活指導主任） 学年主任 養護教諭
スクールカウンセラー

※「いじめ防止対策委員会」は、いじめ防止、早期解決の取り組み以外にいじめに関する研修会の開催、いじめ防止のための一斉指導、いじめに関するアンケートの調査の実施、いじめ防止に向けた保護者との連携等の企画・運営も担当する。